

意見書・再意見書

令和2年5月21日

吹田市長殿

住所

氏名

電話番号

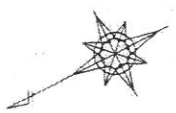
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書と見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市藤白台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市 藤白台五丁目125番23 (番地)		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (店舗等)		
意見の内容	<p>共同住宅B (計画敷地北東部) の駐車場へのアクセスについて、計画敷地北西部に面する道路 (添付地図参照、以下「当該道路」と記載) を使用しないことを要望する。理由は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路はモンベルデ北千里並びに5丁目11番区画の住民の生活道路として使用されており、約400台が駐車する駐車場へのアクセス道路となった場合、交通量の多大な増加が見込まれ (当該道路は従前、循環器病センターのアクセス道路としては使用されていない)、交通安全や騒音等の観点で生活環境が著しく低下する。 ・モンベルデ藤白台並びに5丁目11番区画には子育て世帯が多く、当該道路は通学路として多くの子供が使用している。当該道路に歩道が新設される模様ではあるものの、計画敷地側への敷設であることから、歩道を使用する際に当該道路の横断が発生し、子供の通学安全の観点でリスクが増大する。 ・当該道路から119線への出口には信号がなく、現状でも箕面方面に右折する際に長時間の待機が必要な場合がある。400台の車が当該道路を使用する場合、更なる交通渋滞が予想される。 ・同様の理由により、店舗駐車場への出入口を当該道路に設置することについても再検討いただきたい。 <p>別紙に続く</p>		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 号 01-L-19
※備考			※受付印 -25.25 01-L-19

- 注
- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

当方、開発計画そのものに反対している訳ではなく、住戸数を減らすことやマンションの階数を減らすことを要望している訳でもない。添付地図に記載したとおり、網掛け部に道路を追加するのみで計画を大きく変更することなく本問題は解決可能であると考えられる。それにも関わらず当該道路を使用することは、既存住民への配慮を著しく欠いていると捉えざるを得なく、住民一同大きな不満や不信感を抱いている状況である。当該道路は国立循環器病センターのアクセス道路としては使用されていなかった経緯もあり、住居環境が著しく悪化することを憂慮している。仮に、当該道路の使用を引き続き検討される場合は、既存住民への配慮についてどのようにお考えなのか、また、計画敷地内にアクセス道路を敷設できない理由について誠意のある回答をお願いしたい。本問題が解決した場合には、地域の活性化にも繋がる今回の再開発を応援したくも考えており、真摯にご検討いただくことを切に希望する。



■大原住宅A
戸数 267戸
階数 地上10階
延床積 2676
延床積 4016
バイク置場 14台
大所庫 2棟

■原簿公積 1990.30㎡

■戸建住宅 49戸建

■住宅型賃貸用入ホム 4 87室

▲ 車庫出入口

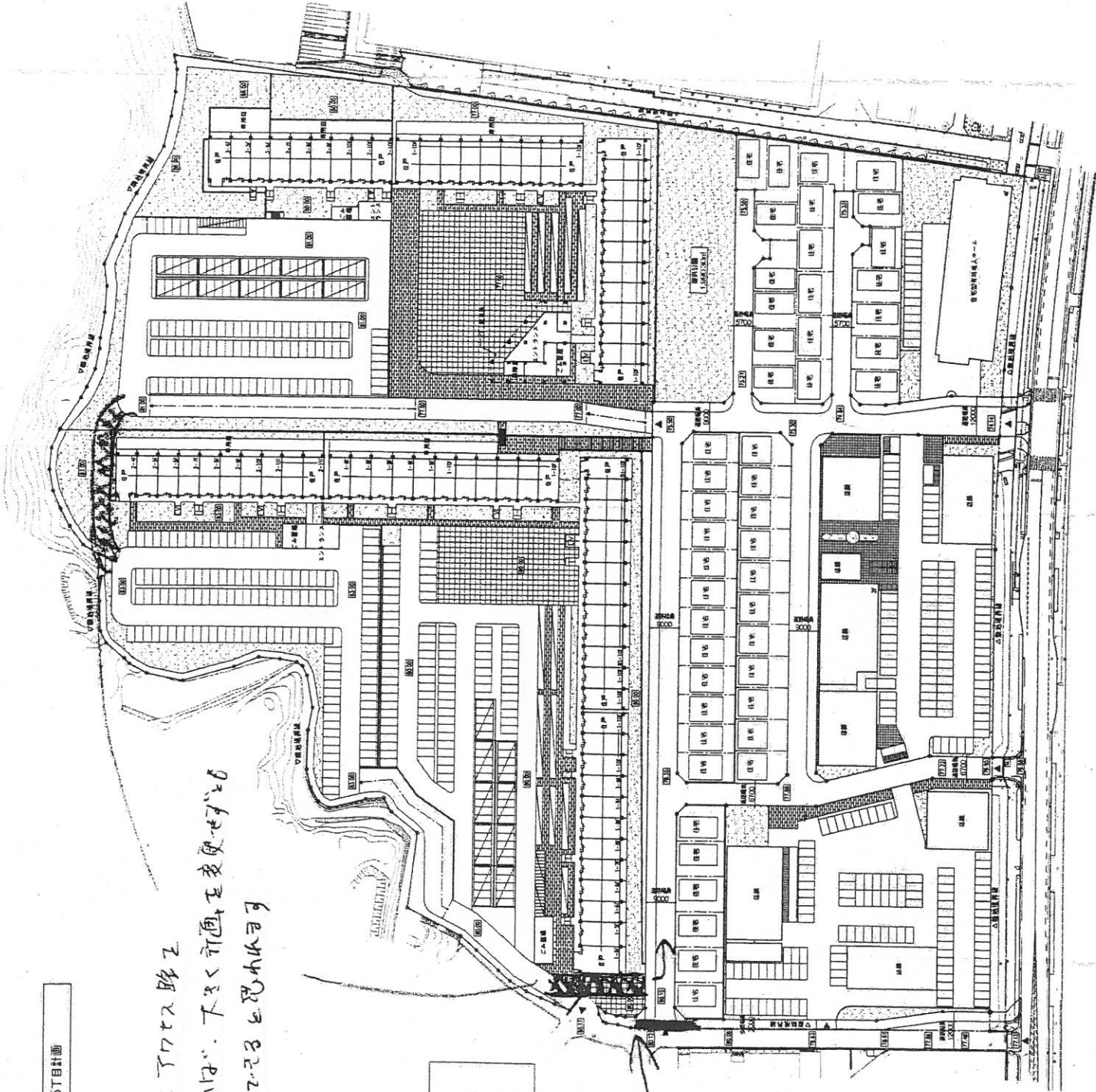
(原簿)吹田市黒白台5丁目計画

ここに下ワラス路を
設けたい。下瓦路計画を変更して
解決できるようにして欲しい

■大原住宅B
戸数 397戸
階数 地上10階、地下1階
延床積 3976
延床積 5966
バイク置場 20台

当該道路を
下ワラス路として
復元したい

■店舗 8棟
延床積 2106



(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.1 6 見解書

・吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

・吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

・大阪府道119号線(千里けやき通り)への車両出入りですが、397台が同時に通行する事はないかと思えます。大きな渋滞を起こさないよう考慮し安全対策については調査検証を行い関係行政各課と協議し進めます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

・店舗の車両出入口については当事業の根幹に関わる事ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

様式第9号

意見書・再意見書

令和2年5月18日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書
り 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市藤白台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(店舗)		
意見の内容	別紙		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第01-L-19号
※備考			※受付印 -25.25 01-L-19

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

旧国循の跡地開発についての要望

計画書を見ると、市道に面した場所に3か所車の出入り口を設ける計画になっている。

モンテベルデには高齢者が多く住んでおります。又、戸建て住宅には未就学児童が約20名は生活しております。

車の走行量が増えることになれば、それだけ危険が増すと思います。

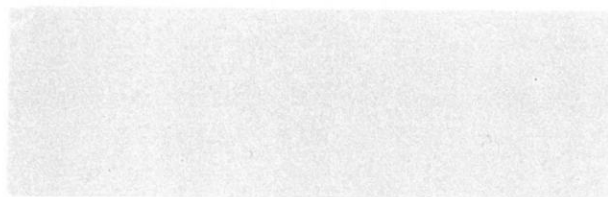
また、車の排気ガス量も増えることになります。

事業主の環境まちづくり方針に合致しているとはとても思えない。

就いては、車の出入り口を無くするよう設計変更を要望します。

以上

令和2年4月26日



(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.17 見解書

吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。店舗の車両出入口については当事業の根幹に関わる事ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

様式第9号

意見書・再意見書

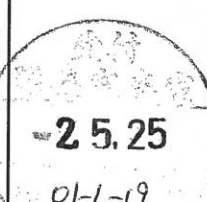
令和2年5月22日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市藤白台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市藤白台5丁目		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他(店)		
意見の内容	<p>マンションB棟馬車場の出入口はマンション中央へ移動していた方がいい。またマンションができる事で増加する車の流れは11号地の生活道路を通る事なく国借跡地内を通ってバス通りに入るよう計画の再考を求める。国借西側出入口は既利用されていない。マンション居住者が増える事で想定される。引越レトラック宅西陣、ゴミ収集車幼稚園やサービスの送迎車の出入りも、11号地の生活道路を通過したり、路上馬車場お車のないマンション中央エントランスに車寄せや方向転換できるスペースをとる事が必要である。</p> <p>マンション馬車場は11号地側とスペースをあけるなど工夫して車のアイドリング音やドアのあけし音が11号地側にひびかないよう配慮するべきだが計画では一切されていない。また来客用馬車場やマンション内保育所の馬車場も確保されていない。機械式は馬車の面から絶対に使用しない。安全性や管理費の面でも自走式のメットがタタ。千里緑地とマンション敷地の間には防音効果の高いフェンスの設置もあるなど緑地内の静かな環境を守る事を求める。市民の散歩道として親しまれている緑地の環境を悪化させる事は許されない。</p> <p>店舗は深夜営業しない店を誘導し、出入口に警備員を置くなど歩行者の安全に配慮すること。また登校時以降に閉店時間設定するのをお願い。</p>		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 01-L-19 号
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.18 見解書

吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

共同住宅B棟の機械式駐車場は4段を計画しており高さは約9mです。機械式駐車場の配置につきましては、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

来客者用駐車場の台数は決定しておりませんが条例規定台数は確保致します。尚、条例規定では戸数50戸につき1台の来客駐車スペースが必要となり駐車台数に含む事が可能です。共同住宅A棟 来客駐車台数6台、共同住宅B棟 来客駐車台数8台の設置台数を駐車場台数に含んでおります。

店舗営業時間は7時から23時の間で予定致しております。安全対策につきましては、考慮致します。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、管理については誘致先にはお伝え致します。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

様式第8号

意見書・再意見書

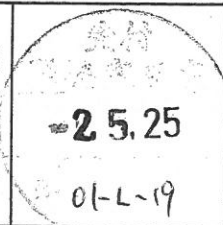
R2年5月25日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市藤白白5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市 藤白白5丁目		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 (老人ホーム、店舗等)		
意見の内容	<p>「国立循環器病研究センター存在時と同様の想定」ということで、西側の通行ルートに計画しているおですが、センター存在時に西側の門が開いて、病院関係車両が通行していたことはなく、「センター存在時と同様」とは言えません。私達既存の住宅から千里ヶき通りに出る道は車がすれ違えるもギリギリという狭い道で、通学路にもなっています。車が千里ヶき通りに出る時は、信号もないため、なかなか右折もできない状況ですが、仮に計画通り、西側ルートができれば、交通量が爆発的に増え、既存の住宅地の交差点先に共同住宅400戸の車両が行き交いになり大変危険です。ごかい子供がいる親としては、西側ルート計画は全く容認できません。既存の5丁目住民の安心安全を守る為にも西側ルートを作らないで頂きたい、再度考え直して頂きたいです。</p>		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 01-L-19 号
※備考			※受付印 

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.19 見解書

吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

様式第8号

意見書・再意見書

2020年5月22日

吹田市長宛

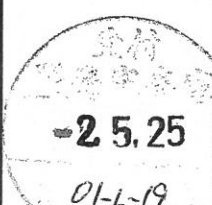
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市藤白台5丁目計画				
事業区域の位置	吹田市藤白台5丁目125番23				
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(商業施設等)				
意見の内容	別紙の通り。(13項目)				
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 号 01-L-19	※受付印	
※備考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書（別紙） 項番1～13

1. 店舗、住居等の各種施設の適切なゴミ処理の徹底について
 - ・ゴミの散らかりによる悪臭や生活環境の悪化、カラス等による鳥害を防止する対策を徹底願います。
2. 店舗等から発せられる音等への益音対策の徹底について
 - ・店舗等で使用する音楽や作業音等が外部に漏れないよう徹底願います。特に、店舗等の出入り口の扉の開閉時や窓の開放時に音漏れがないよう願います。
3. 飲食店等が誘致される場合の臭気対策について
 - ・飲食店等による臭気が外気に漏れることのないように徹底願います。
4. 駐車場の騒音防止対策の徹底について
 - ・駐車場におけるアイドリングによる騒音、排気ガス等への対策を徹底願います。
5. 店舗、住居等の各種施設への来訪者等による路上駐停車禁止の徹底について
 - ・道路交通法を遵守することは当然の基本としつつ、一時停車であっても多数の車両の出入りが想定されることから、大変な混雑や人身事故を含む重大事故が危惧されることから、禁止を徹底願います。
6. 敷地内への右折入出庫の禁止の徹底について
 - ・敷地の南西側道路（片側1車線）から敷地内への入庫する場合、右折入庫の禁止を徹底願います。当該道路の歩道は坂道であり、高齢者や子ども、自転車の往来が多数存在するため、右折入庫は重大な人身事故を誘因する虞があります。また、片側1車線の道路のため入庫待ちが発生した場合、後続車へ渋滞を引き起こす要因となることが容易に想定されます。
 - ・また、敷地から出庫する場合においても、同様の理由により、右折出向は禁止を徹底願います。
7. 敷地との入出庫を管理する警備員等の設置について
 - ・先に述べた、項番4、5、6やその他の重大な人身事故の誘因、生活環境の悪化、トラブルの要因を事前に排除可能なよう、施設の維持管理の一環として常駐で警備員を設置することを徹底願います。
8. 店舗閉鎖後の店舗駐車場の閉鎖の徹底について
 - ・店舗エリアの駐車場において、夜間等に自由に入出庫できる環境であると、不要なものが侵入し、たむろや事件等が内在する等の虞がある。店舗閉店後においては、侵入禁止ポール等の設置により駐車場を閉鎖することを徹底願います。

9. 各種施設へのアクセスルートについて

- ・各種施設の広告として、最寄りの北千里駅からのアクセスルートを提示した際、多数の人数が歩道を占拠し、著しい生活環境の悪化や重大な人身事故等が発生する虞がある。各施設が北千里駅からの徒歩でのアクセスルートを提示する場合は、「北千里駅前」交差点において施設が存在する「北東側の歩道」へ横断歩道を渡り、施設まで1本道で向かうルートを提示いただくよう徹底いただきたい。不必要に南西側の歩道（線路側歩道）へ分散することは、リスクでしかないと考えます。

10. 各種施設、マンション等からの目線対策の徹底について

- ・各種施設やマンション等の高所から外側の目線において、開発敷地内の住居および南西側道路を挟んだ住居等のプライバシーを侵害しないよう、目線隠し等を設置することを徹底願います。

11. 24H 営業の店舗誘致の禁止について

- ・24H 営業の店舗においては、商材や資材の搬入等により、深夜に車両の乗り入れや車両音、作業音等が生じ、生活環境の著しい悪化が想定されます。第一種低層住居専用地域と隣接することも十分に考慮し、24H 営業の店舗等の誘致の禁止を徹底願います。

12. 店舗の駐輪場の設置について

- ・自転車出の来訪者が、周辺に不法駐輪を行わないよう、店舗スペース等に十分な駐輪場ならびにバイク駐車を設けるよう徹底願います。

13. 各種トラブル時の申告先の開示について

- ・周辺住民に対しては、前述した各種トラブル等が生じた際の管理責任者を明らかにしたうえで、トラブル発生時の申告先を事前に開示いただくようお願いします。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.20 見解書

1. ごみ置場の配置につきましては、吹田市関係各課と協議を行い、適切な位置に設置いたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、騒音対策につきましては、精査検討し中高層協議に伴う説明時に説明させていただきます。
3. 店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、臭気対策につきましては、精査検討し中高層協議に伴う説明時に説明させていただきます。
4. 店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、騒音対策としてアイドリングストップを心掛けるように誘致先にはお伝え致します。
5. 来客者用駐車場の台数は決定していませんが条例規定台数は確保致します。尚、条例規定では戸数50戸につき1台の来客駐車スペースが必要となり駐車台数に含む事が可能です。共同住宅A棟 来客駐車台数6台、共同住宅B棟 来客駐車台数8台の設置台数を駐車場台数に含んでおります。
店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、誘致先にはお伝え致します。
6. 店舗の車両出入口については当事業の根幹に関わる事ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
7. 店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、誘致先にはお伝え致します。
8. 店舗についての詳細はまだ決まっておりますが、誘致先にはお伝え致します。
9. 吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。
10. プライバシー対策につきましては、精査検討し中高層協議に伴う説明時に説明させていただきます。

11. 店舗についての詳細はまだ決まっておりませんが、24時間営業の店舗は現在のところ考えておりません。

12. 店舗についての詳細はまだ決まっておりませんが、誘致先にはお伝え致します。

13. 共同住宅については管理会社が管理し、店舗については各店舗にて管理を行います。店舗についての詳細はまだ決まっておりませんが、誘致先にはお伝え致します。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

意見書・再意見書

2020年5月24日

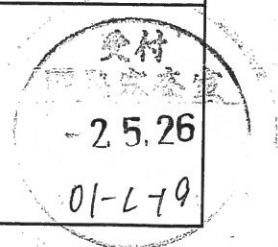
吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	藤白台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	添付用紙にて		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 号 01-L-19
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

藤白台5丁目計画意見書

計画予定地内で車の出入りができるようにしてもらいたい。(循環器病センター稼働時は西側の道路は使用されていなかった。)

西側道路の道路状況

- ・車のすれ違いをするには道幅がせまい。
- ・千里けやき通りへ右折するには歩行者、自転車、車の往来があるのですぐには右折出来ず、青山台3丁目の信号(北千里から箕面方面行)が赤になってから右折出来る状況。赤信号で車が4~5台止まっていると右折出来ない。
- ・西側道路から千里けやき通りへ出る車が待機していると、千里けやき通りから西側道路へ進入出来ない。

店舗について

- ・24時間営業の店舗はやめてもらいたい。
- ・店舗が決定する前に、どんな店舗が候補に挙がっているか事前開示してほしい。(開示後出来れば住民の意見も反映してほしい)
- ・店舗駐車場はゲート式の有料駐車場にしてほしい。
- ・店舗駐車場は夜間の時間帯は入出庫が出来ないようにしてほしい。
- ・全店舗を管理する管理会社か専用ダイヤルを設けてほしい。(所在不明のクレームなどを処理できるように)

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.2 1 見解書

・吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

・店舗についての詳細はまだ決まっておりませんが、24時間営業の店舗は現在のところ考えておりません。

店舗についての詳細はまだ決まっておりませんが、誘致先にはお伝え致します。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

意見書・再意見書

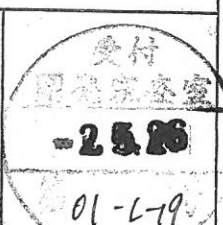
令和2年5月22日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称				
事業区域の位置	吹田市			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
意見の内容	<p>マンションへの出入口も、敷地北側の細い道路を使って出入りするよう設計されているが、設計者は実際の道路をきちんと見て設計したとは思えない。使用する道路はかなり狭く歩道もない。巨大通りへの出入口であるT字路は、すぐ北側に青山台3丁目の交差点があり、なかなか右折で出ていくことができず、出口で長時間停車している状況が発生している。現在は交通量が少ないため、問題が発生しないが、約400台近くのマンションの駐車場の出入口になると、慢性的に渋滞が発生すると思われる。このような理由から、もう少し地域の住民に配慮した現実的な設計に変更して頂きたい。</p>			
※受付年月日	R2 年3 月6日	※受付番号	第 号 01-L-19	※受付印 
※備考				

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.2 2 見解書

・吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

様式第9号

意見書・再意見書

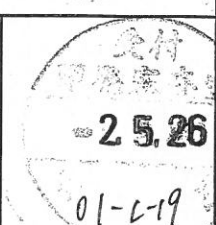
令和2年5月20日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市藤白台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市藤白台5丁目		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(店、保育所等)		
意見の内容	<p>① 現在、私たちが使用している生活道路と府道とのT字路は、信号を 設置されており、以前より吹田市に対して改善を求めていた。しかし、 計画がすすめられるに際し、さらにマンション棟(建設予定)の駐車 場約400台をこの地へ近くに建設し、私たちが使用している生活 道路を幹線として使用する計画となっている。府道へ出るべきが おぼつかない様子だけでなく、交通事故の恐れがある。速く止め ていただきたい。</p> <p>また、30+40以下の地盤のため、資料を提出されたけれど、 176説明が詳しい。市としても、指導などの必要がありそうです。</p> <p>② 北千里高層の1階は屋上にあるため、建設予定のマンションは、 1階を1階とすることでいい。これは、周囲の道路が広くあることもあ るため、再考を検討していただきたい。</p>		
※受付年月日	R2年3月6日	※受付番号	第 号 01-L-19
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画

見解書

No.23 見解書

◎吹田市道藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道(3m)を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。共同住宅B棟の車両出入口につきまして吹田市道藤白台1号線は吹田市道であり、当事業の根幹に関わる事ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。吹田市の「大規模開発事業構想手続き」に関しましては説明会等となっており説明会以外の戸別説明でも可能となっております。令和2年5月21日に大阪府において緊急事態宣言が解除された事から令和2年6月27日説明会を開催致しました。

◎プール使用時のプライバシー対策につきましては、調査検証し関係管理者と誠意をもって協議を行い対応致します。

貴重なご意見誠にありがとうございました。